

第 15 回教育委員会

令和 3 年 9 月 14 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

協議題第23号 教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について

<各校園長あて>

教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止にかかる 校園長の取組について（通達）

このたび、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等を防止するため、教職員に対する通達を行うこととした。

各校園長においては、次のとおり、同通達を所属教職員に周知徹底するなどの取組を実施するよう通達する。

記

1. 「教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について（通達）」の周知徹底

令和3年 月 日付 教委校(全)第 号 「教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について（通達）」については、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等が、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであり、その防止に向け通達するものであることから、同通達に違反した場合は厳正に対処する方針であることも含め、所属教職員に周知徹底すること。

2. 校舎内外の環境の点検

校舎内外の環境を点検し、暗い場所や密室になる場所などの死角をつくらないように努めるとともに、やむを得ず死角ができる場合は、教職員間で認識の共有を図ること。

3. アンケートの実施による実態把握

各学校においては、教職員による児童生徒に対する非違行為の根絶に向けた取組に関するアンケートを実施し、わいせつ行為等の不適切な状況と推測される場合には、事務局に速やかに報告するとともに、校長の指揮のもと、実態を把握し、事務局と連携しながら適切に対応すること。

4. 各学校園の状況に応じた取組

管理監督者である校長は自らの責任の重さを十分自覚し、各学校園の状況等に応じて、独自の取組も実施するなど、教職員による児童生徒等に対するわいせつ行為等の防止に一層努めること。

<教職員あて>

教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について（通達）

これまで本市学校園においては、「教職員による児童生徒に対する非違行為」の発生の防止について、あらゆる機会に周知・注意喚起を行うなど重点的に取り組んできたところであるが、児童生徒に対するわいせつ行為等により教職員を懲戒処分した件数は、令和元年度が4件、令和2年度が2件となっており、この事態を極めて深刻に受け止め、再発防止に一層努めなければならない。

また、わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教員が全国的に多いことから、文部科学省より令和3年4月9日付けで、児童生徒に対するわいせつ行為等の予防的な取組等を推進するよう通知があった。

さらに、わいせつ行為で懲戒免職となった教員のデータベースを国が整備することや、教員免許の再取得は都道府県教育委員会が適当と認める場合に限定することなどを規定する「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」が成立し、令和3年6月4日に公布されるなど、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止について、社会的関心が高まっているところである。

（参考：文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html）

そこで、教職員による児童生徒に対するわいせつ行為等の防止に向け、次のとおり全教職員に通達する。

記

1. 「教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するための指針」の確認

「教職員による幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するための指針」を確認し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めること。

2. SNS等を用いた児童生徒との私的なやり取りの禁止

SNS等を用いて児童生徒と私的なやり取りを行わないこと。(別紙参照)

3. 執務環境の見直しによる密室状態の回避

児童生徒の相談対応等には、複数の教職員で対応すること。また、相談場所は、密室状態とならない場所で実施し、やむを得ず密室状態となりうる場合であっても、以下の事例も参考に、密室状態を回避すること。

- ・ドアや窓などを開放する
- ・ガラス窓等には掲示物を貼らない
- ・鍵の複数化や保管方法の工夫などにより、他の職員が部屋の使用状況等を随時確認できるようにする

4. 管理職等への報告

児童生徒の相談対応等については、管理職や他の教職員との情報共有を組織的に行うこと。

5. 相談窓口の周知

各校園長の指示にもとづき、児童生徒や保護者に対し、教育委員会が設置するセクシュアル・ハラスメントの相談窓口の周知を行うこと。

SNS等を用いた児童生徒との私的なやり取りの禁止について

本市において、児童生徒に対するわいせつ行為等により教職員を懲戒処分した令和元年度の4件のうち1件、令和2年度の2件のいずれもが、事実関係を調査する過程においてソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」）等を用いて児童生徒と私的なやり取りを行っていたことが明らかとなっている。

また、令和3年4月9日付け文部科学省通知において、教育委員会の指針や通知等でSNS等を用いて児童生徒と私的なやり取りを行ってはならないことを明確化するよう求められている。

以上の状況に鑑み、教職員が児童生徒との間で、SNS等を用いて指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止する。

【留意事項】

○「SNS等」の範囲

SNSや電子メール、電話など、教職員が児童生徒と1対1でコミュニケーションを取ることができる全ての連絡手段をいう。

○「私的なやり取り」の判断基準

指導との関連性や、SNS等を活用する目的を管理職や他の教職員と共有し、判断すること。

（指導と考えられる事例）

- ・不登校など配慮を要する児童生徒に連絡をすること
- ・休日等の校外での部活動等において、急な予定変更や出欠確認などの連絡をすること

○指導に関してSNS等を用いる場合

指導に関係する場合であっても、教職員から児童生徒への連絡が必要な際には、電話やメール送信専用システム及び学校ホームページを活用し、保護者を通じて周知することとなっている。しかしながら、これらの手段により対応できないと管理職が判断したときには、SNS等を用いることができるものとする。

指導に関してSNS等を用いる際には、次のとおりとする。

- ・ SNS等を用いることが真に必要なかどうか、複数の教職員で十分に検討すること
- ・ SNS等を用いる内容が指導と関係があったとしても、児童生徒と1対1でのやり取りは、可能な限り回避する手段を検討すること
- ・ SNS等を用いてやり取りする場合は、当該保護者に内容を説明するなど共通理解を図ったうえで行うこと
- ・ SNS等を用いて児童生徒とやり取りする場合は、管理職や他の教職員との情報共有を組織的に行うこと
- ・ 管理職は、やり取りについて、教職員から適宜報告させ、指導とは関係のない私的なやり取りに発展していないことを確認するとともに指導・助言を行うこと

○SNS等にかかる私的な連絡先

指導上の必要がない限り、児童生徒に対しSNS等にかかる自身の私的な連絡先を提供しないこと、また、SNS等にかかる児童生徒の私的な連絡先の提供を受けないこととする。

○SNS等を用いた保護者との私的なやり取り

SNS等による私的なやり取りから児童生徒に対するわいせつ行為等に至ることを防止することが目的であるため、保護者を対象としていないが、PTA活動等、やむを得ない場合であっても、保護者と私的なやり取りを行うことは、無用な誤解や不適切な関係に発展する可能性があるため、教職員としての立場を踏まえた対応を行うものとする。

児童生徒・保護者との連絡にかかるSNS等の利用について

校種	回答数	現在、児童生徒、保護者と連絡をとる際に SNS 等を利用しているか	今後、児童生徒、保護者と連絡をとる際に SNS 等が必要だと思うか
幼稚園	15	利用している … 9 利用していない … 5	必要である … 10 必要ではない … 3
小学校	32	利用している … 20 利用していない … 12	必要である … 22 必要ではない … 9
中学校	36	利用している … 28 利用していない … 7	必要である … 24 必要ではない … 9

※意見だけを回答した学校園もあることから、回答数は利用の有無等の合計数と一致しないことがある。

○主な意見

<全面禁止に対して反対>

- ・全く学校に来られていないケースや虐待を受けている恐れのあるケースで、個人の携帯電話で連絡をとることもある。
- ・不登校のケースで私物の携帯電話を使って対応していることもあり、禁止しても利用する教員は出てくると思う。
- ・基本的には受けないほうがいいのは分かっているが、保護者の方からお願いされることもある。
- ・使い方の問題ではないか。

<全面禁止に対して賛成>

- ・以前保護者から、メールで自分の子どもと先生が繋がっているのが心配と言われたことがある。
- ・SNS等は非常に便利であるが、見えないところで問題が拡大する。
- ・利便性は理解できるが他に対応方法はある。